

御船町農業委員会会議録

令和3年10月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和3年10月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日(月) 13時30分～14時40分

2. 場 所 第2分庁舎 大会議室

3. 農業委員（14名）

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 14 番 吉田 敏郎

最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条について

8 議案第40号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条について

9 報告第23号 合意解約について

10 報告第24号 非農地判断について

11 報告第25号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。審議に入る前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、14番 吉田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立いたしますことを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、10月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願ひします。

議長

こんにちは。稲刈りの最中にご迷惑をお掛けします。本年は大きな被害は出ていないようですが、山間部の方はもう終わりましたでしょうか。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名いたします。6番 大西委員、7番 森田委員よろしくお願ひいたします。それでは、議案第36号を提案いたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

議案書の1ページをお願ひします。
議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和3年10月11日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
2ページをお願ひします。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区△丁目△ - △ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：田 面積△m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名及び理由は、同上です。

計の田3筆△m²です。

議長

ありがとうございました。それでは、担当の福島委員説明をお願ひいたします。

12 番 はい、先ず現地の説明をします。説明資料の 3 ページをお願いします。役場から△kmほどで、〇〇の西側になります。〇〇があった所ですが、4・5 ページの写真のように現在は農地に復元されています。今回の申請は、その一部の 3 筆△m²になります。資料の 2 ページをお願いします。9 月 30 日に田中推進委員と事務局とで現地の調査を行っております。今後の耕作の意思、労働力等の要件は全て充たしており、許可相当と判断します。他の耕地については、所有者が耕作されるということです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。譲受人の 1 年 1 作は徹底してありますか。

12 番 ここは、農振地域になっていますので、簡単には転用できなくなっています。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案 37 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

次のページをお願いします。

今回 4 条は、2 件上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m²

申請者の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的は、農業用資材置場と記載していますが、県の指導により貸事業用地に訂正をお願いします。理由：4 条県許可

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：田畑 面積：△m²

申請者の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：農業用資材置場 理由：4 条県許可

議 長 ありがとうございます。それでは、申請番号①について担当の坂本委員説明をお願いいたします。

- 3 番 はい、まずは今回の場所の説明をします。お手元の説明資料の 9 ページの地図をご覧ください。9 月 30 日に事務局と大森推進委員と現地を確認しました。場所は〇〇小学校から〇〇地区へ向かった集落内にある農地になります。地目は畑になりますが、現状は写真を見てもらいますと分かりますように、一面砂利舗装されており、一部コンクリートが打ってありました。そのため、経緯を示した始末書が添付されております。今回の申請地の農地区分は第 2 種農地になります。申請面積は畑 1 筆 Δ ㎡で、転用目的は貸資材置場になります。申請人は町内に居住している個人で、最近、世帯主（夫）がなくなり、本人も高齢であり、所有農地も維持管理が出来なくなり申請地を最近まで土地賃貸する計画をしていました。契約が切れ、土地をそのままにしていたところ、至近距離の場所で本地の半分程度の土地を借りていた事業者が事業拡張に伴い、今のところでは手狭になるため、本地の資材置場として利用したいと申し出がありました。事業者と賃借権の設定での合意を得られたので今回の申請に至っております。また、7 ページの審査表の一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。
- 全委員
議 長 ありません。
- それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②について担当の福島委員説明をお願いします。
- 12 番 はい、先ず場所の説明をします。説明資料の 16 ページをお願いします。国道△線の旧道沿いで、〇〇集落の入口付近になります。9 月 30 日に田中推進委員と事務局で現地確認を行いました。18 ページに現地の写真があります。写真の右側が旧道になります。左側に用水路と、圃場整備の道路があります。農地の区分につきましては、第 1 種農地です。面積は、 Δ ㎡。現在農業用資材及びトラクタ等を自宅に置いているのを、耕作農地の近くで管理したいとのことで、所有農地の転用申請になりました。また地元から、交差点付近に見通しの利かない農機具等を置かないで欲しいとの要望がありました。一般基準の 1 から 10 までの該当する事項は、排水同意、隣接同意も取れてお

り、全て妥当と思います。以上のことから許可相当と判断します。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。倉庫は、建たないようですね。ご質問・ご意見はございませんか。

3 番

申請者は、法人登録をしていると思います。申請は、法人、個人どちらでも構わないのですか。

事務局

これから、法人として経営をしていくという考え方だと思います。法人と個人の線引きは曖昧ではあります。ここを造成して青空資材置場という形になります。農地のままでは資材は置けないので、転用許可を取って農業用の資材を置きたいというのが実状のようです。法人所有の物を個人所有の土地に置けないことはありませんので、今回はあくまで個人での申請ということです。

議 長

他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案 38 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

次のページをお願いします。今月 5 条申請は、5 件あります。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：畑 面積：△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△-△

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：共同住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

こちらは、事業変更の申請になります。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：畑 面積：△㎡

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇△号 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5 条使用貸借権設定（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積：△m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：店舗及び自動車修理工場

理由：5条賃借権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積：△m²

貸人、借人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積：△m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

計田3筆△m²

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ 地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

有限会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：倉庫 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△ - △

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△ - △

〇〇 〇〇・〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：畑 面積：△m²

譲渡人、譲受人の住所・氏名、転用目的及び理由は、同上です。

計畑2筆△m²。

- 以上になります。ご審議、よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは申請番号①について、担当の森田委員から説明をお願いいたします。
- 7 番 はい、まずは今回の場所の説明をします。お手元の説明資料の22ページの地図をご覧ください。9月29日に事務局と池田農業委員と永本推進委員と現地を確認しました。場所は役場から妙見坂トンネルに向かい、〇〇の手前の脇道を少し進んだところの土地になります。地目は田になりますが、説明資料の24ページの現状写真をご覧ください。申請地は、もう既に、一部を除いて砂利を敷き均しています。こちらについて本件は、2年前に建売住宅で転用許可を受けており、事業を進めておりましたが、申請地の奥の畑からの水の影響で地面の水はけが悪かったので、建売での販売をやめ、共同住宅（2世帯）での建築に変更になる案件になります。次に20ページをお開きください。今回、申請地の農地区分は第2種農地になります。申請面積は田1筆△㎡で、転用目的は共同住宅になります。申請人は甲佐町で建築業を営む法人です。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 7 番 はい、ありがとうございます。前も同じ業者だったのですか。1棟は、計画通りに建っておりますが、建売では、水はけの責任問題が発生することが予想されるため、共同住宅への変更申請になりました。
- 議長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- 8 番 はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の徳永委員説明をお願いします。
- 8 番 はい、まずは今回の場所の説明をします。お手元の説明資料の29ページの地図をご覧ください。9月29日に事務局と川地推進委員と現地を確認しました。場所は〇〇小学校から〇〇地区へ向かった〇〇の向かい側の個人住宅の前にある農地になります。地目は畑になります。現状は31ページの写真を見てもらいますと判りますように、家庭菜園の状態になっております。次に28ページの事業計画書をご覧ください。今回、申請地の農地区分は第2種農地になります。申請面積は畑1筆の△㎡

で、転用目的は個人住宅になります。申請人は現在、申請地の隣地に住んでおります。父親が熊本地震後、ずっと町内のアパートで仮住まいを続けており、この度、高齢であることから住宅用地を探しており、災害復興住宅融資を受けられる見通しが立ったため、本人の自宅横の父が所有している農地において、土地所有者（父親）と使用貸借権の設定での合意を得られたので今回の申請に至っております。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③3筆について担当の徳永委員説明をお願いします。

8 番 はい、まずは今回の場所の説明をします。お手元の説明資料の36ページの地図をご覧ください。9月29日に事務局と現地を確認しました。場所は、〇〇インターチェンジから国道△号線を役場方面へ約△m進んだところにある農地になります。地目は畑になりますが、現状は写真を見てもらいますと不耕作の状態になっております。次に33ページをお開きください。今回、申請地の農地区分は第1種農地になります。申請面積は畑3筆あわせて△㎡になります。所有者が2名おり、当人とは賃借権設定による契約をする予定にしております。転用目的は店舗兼自動車修理工場になります。申請人は熊本市内で自動車販売業をしている法人になります。次に、34ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、店舗兼自動車修理工場1棟を建築し、駐車場55台分、残地を緑地、防火水槽及び通路等として整備し利用する計画です。なお、申請地の農地区分は第1種農地であり、原則不許可になりますが、一般国道又は県道の沿道の区域に流通業務施設、その他これらに類する施設に該当しますので、不許可の例外として許可は可能です。土地所有者とは申請地での賃借権の設定での合意契約を得られたので今回の申請に至っております。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご

- 審議をよろしく願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。
- 3番 事務局 5条の場合、所有権移転と貸借権設定のちがいを説明していただければと思います。
- 事務局 一般的には、例えば申請番号③の貸借権設定は、所有権移転を行わず、土地の所有者が借主に貸すということで、貸借権ですので、賃借料を払って使用することです。申請番号②は使用貸借権設定となっています。これは、個人住宅でよくある事例ですが、子が親の土地を借りて家を建てても、親子間なので賃借料は払わないということですが、5条全てが所有権移転となるわけではなく、貸し借りの場合も5条に該当します。
- 議長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。
- 8番 事務局 営業所ということですか。
- 事務局 自動車を販売するだけのディーラーとしての申請であった場合は、1種農地ですので許可がありません。配置図を見ていただくと、整備場が併設されます。それが不許可の例外規定に該当するということですが、販売もするが、車検等の整備もするということです。
- 議長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- 3番 はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の坂本委員説明をお願いします。
- 3番 はい、まず、はじめに申請地の場所の説明をします。お手元の説明資料の44ページの地図をご覧ください。9月30日に事務局と大森推進委員と現地を確認しました。場所は役場から国道△号線を〇〇町方面行き、〇〇コンビニエンスストアから〇〇方面に行き、〇〇道路に向かっていったところの〇〇集落内の農地になります。地目は畑になります。現況については、46ページの写真をご覧ください。現在は、不耕作の状態です。次に43ページをお開きください。今回、申請地の農地区分は第2種農地になります。申請面積は登記地目 畑1筆△㎡で、転用目的は倉庫になります。申請人は〇〇市内でイベント業経営をしている法人で、現在の所では、手狭になったため、〇〇道路に近く、利便性の良い場所を探しており、また、今後事業拡大を図りたいため資材等を収納できる土地を探してい

ました。申請地の所有者と所有権移転による合意をしたので今回の申請に至っております。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、すべて適当と判断します。いつもも申し上げますが、高齢で農地の管理が出来なくなり、手放してしまうことは、仕方がないと思いますが、総合的に見て今回は許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について担当の坂本委員説明をお願いします。

3 番 はい、まずは今回の場所の説明をします。お手元の説明資料の52ページの地図をご覧ください。9月30日に事務局と大森推進委員と現地を確認しました。場所は役場から国道△号線を〇〇町方面に行き〇〇集落にある農地になります。地目は畑になりますが、現状は54ページの写真を見てもらいますとわかりますように一部不耕作、砂利が敷き均されている状態になっております。この件につきましては、隣地の所有者が地番を誤解して使用していたもので、始末書を添付しております。次に49ページをお開きください。今回、申請地の農地区分は第2種農地になります。申請面積は畑2筆あわせて△㎡で、転用目的は個人住宅になります。申請人は〇〇市内に居住している個人で、今住んでいるところでは家族が増え手狭になるため、国道沿いの住宅に適した用地を探しておりました。主要道路にも近く、生活に便利であり、上水道が完備され、造成工事等が比較的軽微であることから、土地所有者と所有権移転での合意を得られたので今回の申請に至っております。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件は、違反転用だったとのことですか。

3 番 最初の申請の時は、車が通れますかというぐらい狭かったのですが、工事の途中で広げたのではないかと思います。3軒分の土地がありますが、2軒目の時既に現在の進入道路が出来上

がっていたということです。

事務局

説明資料の 55 ページの写真が判り易いと思います。以前、隣地の申請時、字△ - △が進入口として転用許可が出ております。この土地は 2m5・60cm ほどで、こんなに狭くていいですかと尋ねましたが、それでいいですということでした。それで許可が下りましたが、今回申請の土地も利用されていまして。現地を確認後して、その土地は許可が下りていませんと、農業委員会から注意をしております。奥の字△ - △については、耕作してありませんが、砂利等入れてないので問題ありません。今回申請の字△ - △については、違反転用であったため、改めて許可を受けることになりました。

議長
全委員
議長

ご質問・ご意見はございませんか。
ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 39 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
8 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 6 件です。田の 15,210 m²、普通畑の 7,165 m²、計の 22,375 m²です。

続いて、議案書の 9 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 上益城郡御船町

10 ページが、令和 3 年第 10 回農用地利用集積計画総括表になります。左側に今月分、右側に本年の累計があります。合計値を読み上げます。今月分が、田の 15,210 m²内再設定が 0 m²、畑の 7,165 m²内再設定が 0 m²、計の 22,375 m²内再設定が 0 m²です。所有権移転はありませんでした。本年累計です。田の 296,961 m²内再設定が 91,341 m²、畑の 126,262 m²内再設定 39,773 m²。計の 423,223 m²内再設定が 131,114 m²です。所有権移転が 9,308 m²となります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明について承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありが

事務局

とうございます。続きまして、議案第 40 号について事務局の説明をお願いいたします。

議案書の 11 ページをお願いします。

議案第 40 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 10 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗
続いて、12 ページをお願いします。農振除外の申し出が 2 件上がっております。これにつきましては、11 月の県の協議に掛けるつもりで現在準備をしております。農振除外につきましては、農業委員会・農協・土地改良区の 3 者の意見を聴取することになっておりますので、本日議案として上程をしております。農振除外が完了しましたら、正式に農地転用の申請がこの農業委員会に上がってくるようになります。それでは、2 件の説明をしていきます。議案書の 12 ページです。

番号 1 変更しようとする土地の所在：御船町大字〇〇字〇〇
△ - △の一部 面積：△㎡のうち△㎡ 変更理由：個人住宅

番号 2 変更しようとする土地の所在：御船町大字〇〇字〇〇
△ 面積：△㎡ 変更理由：〇〇敷地拡張になります。場所等の説明をしますので、説明資料の 63 ページをお願いします。

先ず、1 件目です。町道〇〇・〇〇線の〇〇集落の広い道路沿いにあります。拡大したものが 64 ページです。申請地は、〇〇さんと表示の隣になります。65 ページをお願いします。印刷が薄くなっておりますが、黄色く表示してあるのが農振農用地区域ということです。〇〇さん宅は、平成 28 年に熊本地震での被災で、農振から除外されて自宅が再建されています。今回の申出者は〇〇さんの娘さん夫婦で、生まれ育った地元の家を建てたいということです。配置図が 66 ページにあります。2 件目です。場所は、68 ページの地図をご覧ください。国道△号線を〇〇方面に向かって〇〇地区の〇〇の向かい側になります。南側に面している町道の改良工事に伴い、買収に掛かっております。元々混雑時は、駐車場が不足している状態でしたので、これを機に北側の農地を 1 筆借りて敷地を拡張する計画になっております。69 ページが農用地の広がり地図になっております。赤枠で表示している所が、今回の除外希望地になります。70 ページに配置図がありますが、こちら赤枠で囲んでいる所が今回の除外希望地になります。除外が完了したら、建物の位置をずらして、建て替えるような計画になってお

ります。1 件目の農地につきましては、除外後の農地区分は、農地の広がりがある10ha未満の第2種農地になり、転用の許可が下りる見込みがあります。2 件目も同じく第2種農地ということになり、こちらも転用の見込がでてきます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の件について、農業委員会で意見を取りまとめて、農振協議会へ上げる必要があります。皆さんの意見を伺いたいと思います。先ず番号1について、ご質問・ご意見はございませんか。隣の個人住宅については、震災後に農振除外申し出があったことを記憶しております。地元に住むことは、地域にとってはいいことだと思います。

13 番 周囲への農業等の影響は、無いと思います。
議 長 他に、ご意見はございませんか。1 番は、同意することです。賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。2 番についてはどうでしょうか。

8 番 町道改良があるということで、よろしいと思います。
12 番 手狭な所が、益々狭くなりますので対応されるのでしょうか。
3 番 ○○へ通じる道路を拡張されると聞いていますが、いつ頃実施予定ですか。

事務局 今年度中には工事を発注したいと、建設課から聞いています。
議 長 それでは、2 番について賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。この2つの案件について、農業委員会として同意するということを提示したいと思います。よろしいですか。

全委員 はい。
議 長 それでは、同意することで農振協議会に意見書を提出します。続きましては、報告事項ですが、第23号から25号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお願いします。
報告第23号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。
令和3年10月11日提出 御船町農業委員会。
今月は、2件の合意解約書が提出されております。14ページに詳細を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。
続きまして、議案書の15ページをお願いします。
報告第24号
農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和3年10月11日提出 御船町農業委員会。

16 ページをご覧ください。9 月に非農地の現地確認をして、非農地と判断した 11 筆を掲載しております。上から 9 筆が田代地区、下の 2 筆が上野地区で、非農地通知書を発行しております。続いて、議案書の 17 ページをお願いします。

報告第 25 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和3年10月11日提出 御船町農業委員会

18 ページに、耕作証明書を発行したものを掲載しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それではこれで、本日の議案審議は終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

6 番

⑥

7 番

⑥